

**公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画
(簡易水道事業)**

**甲 州 市
水 道 課**

平成19年12月

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：甲州市簡易水道事業特別会計

事業名	簡易水道事業		
事業開始年月日	平成17年11月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名*	甲州市	職員数* (H19. 4. 1現在)	6
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	78 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	2,371 (H18)
累積欠損金 (百万円)	0	利益剰余金又は積立金 (百万円)	0
不良債務 (百万円)	0	財政力指数*	0.532 (H18)
資金不足比率 (%)	0	実質公債費比率* (%)	20.3 (H19)
		経常収支比率* (%)	88.8 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
<p>[合併期日：平成17年11月1日 合併前市町村：塩山市、勝沼町、大和村]</p> <p>「甲州市街づくり計画」は、3市町村の合併による新市建設の基本方針を定め、その実施により総合的な基盤整備による甲州市の均衡ある発展と、住民福祉の向上を図ろうとするものである。なお、甲州市における詳細かつ具体的な施策内容については、現在策定中の「甲州市総合計画」などに委ねることとしている。本計画は甲州市の概要及び主要指標の見通し、新市建設の基本方針、将来像実現の主要施策、財政計画を中心に構成し計画期間は、甲州市発足時から平成27年度までの10年間としている。</p>

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	甲州市簡易水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度から平成23年度
計画策定責任者	市長 田辺 篤
既存計画との関係	集中改革プラン 平成18年度～平成22年度
公表の方法等	広報誌、HPへの掲載及び市議会への説明を行う。
基本方針	適切な施設整備計画、水道料金の旧市町村の均一化及び水道料金の値上げ等などにより簡易水道事業運営の健全化を図る。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		28	2	30
	補償金免除額		6	0	6
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 （平成21年度末残高）	年利6%以上7%未満 （平成20年度末残高）	年利7%以上 （平成19年度末残高）	合 計
公 営 企 業 債		17,607	27,638	2,313	47,558
合 計 (A)		17,607	27,638	2,313	47,558
一 般 会 計 負 担 分 （再掲）	※上記のうち				
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		17,607	27,638	2,313	47,558

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 （平成21年度末残高）	年利6%以上7%未満 （平成21年度末残高）	年利7%以上 （平成20年度9月期残高）	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 （再掲）	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 （平成20年度9月期残高）	年利6%以上7%未満 （平成20年度9月期残高）	年利7%以上 （平成19年度末残高）	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 （再掲）	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>平成17年度の合併時に水道事業についても旧塩山市、旧勝沼町、旧大和村の一本化が図られたものの、事業内容については様々な相違点があるのが現状です。</p> <p>旧塩山市については、平成7年度から平成19年度において簡易水道等施設整備事業を遂行しており、老朽管の布設替、配水池の増設、浄水場の改修等及び琴川ダムからの浄水の受水に向けた施設の改修・増設をしている中で、飲料水確保の充実を図るよう施設整備を行うことにより大きな財政負担が生じることとなり、平成10年8月に16.7%、また、平成14年4月には20.4%の料金改定をしました。</p> <p>旧勝沼町については、平成10年度から平成26年度において同じく簡易水道等施設整備事業を遂行しており、老朽管の布設替、琴川ダムからの浄水の受水に向けた施設の改修・増設及び浄水施設の整備等様々な改良工事をおこない事業を展開しています。しかし、増大する事業費にもかかわらず、昭和63年以来水道料金の改定は行わず、簡易水道特別会計のみならず一般会計にも影響が生じています。</p> <p>旧大和村については、ほぼ整備事業は終了していますが、浄水施設の改良工事等について修繕費などが生じています。</p> <p>このような状況により、毎年多額の建設改良費がかかるため、企業債残高は増加傾向にあります。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 施設の維持管理、改修</p> <p>簡易水道の統合整備事業により広域水道企業団の受水池の建設及び老朽施設の整備を図ることで安全・安心な水の安定供給が実現でき、老朽管の布設替えによって有収率の向上を図る。</p> <p>また点在する各々の施設の電気計装設備を整備することによって集中監視・監理を実現する。</p> <p>課 題 ② 水道料金の適正化</p> <p>水道料金（基本料）に旧3市町村で1.25倍の格差があるため、料金の統一に向けて、平成20年度以降、料金改定を行いたい。</p> <p>課 題 ③ 水道料の徴収</p> <p>未納水道料金が2～3%ほどあり年々増加傾向にあるため、滞納整理に努め収納率を高める。</p> <p>課 題 ④</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（1）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円、％）

区 分		年 度	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収益的 収 入	1 総 収 益 (A)	234	242	234	230	212	217	228	225	244	243	
	(1) 営 業 収 益 (B)	188	191	201	177	170	174	200	200	220	220	
	ア 料 金 収 入	173	173	173	171	169	173	199	199	219	219	
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)	13	12	25	5							
	ウ そ の 他	2	6	3	1	1	1	1	1	1	1	
	(2) 営 業 外 収 益	46	51	33	53	42	43	28	25	24	23	
	ア 他 会 計 繰 入 金	39	36	29	36	37	43	28	25	24	23	
	イ そ の 他	7	15	4	17	5						
	2 総 費 用 (D)	169	183	173	212	205	209	211	205	204	203	
	(1) 営 業 費 用	121	134	123	160	151	154	154	154	155	156	
	ア 職 員 給 与 費	33	36	31	51	50	49	49	49	49	49	
	ウ ち 退 職 手 当											
	イ そ の 他	88	98	92	109	101	105	105	105	106	106	
	(2) 営 業 外 費 用	48	49	50	52	54	55	57	51	49	47	
ア 支 払 利 息	48	49	50	52	54	55	57	51	49	47		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息												
イ そ の 他												
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	65	59	61	18	7	8	17	20	40	40		
資本的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	411	295	191	360	313	301	247	203	205	200	
	(1) 地 方 債	283	192	131	228	187	183	154	114	113	108	
	(2) 他 会 計 補 助 金	36	37	15	54	60	60	51	53	56	58	
	(3) 他 会 計 借 入 金											
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	84	59	41	72	61	54	38	32	32	30	
	(6) 工 事 負 担 金	6	4	3								
	(7) そ の 他	2	3	1	6	5	4	4	4	4	4	
	2 資 本 的 支 出 (G)	480	334	295	378	325	313	264	224	230	226	
	(1) 建 設 改 良 費	438	290	247	321	258	239	166	147	146	138	
	ウ ち 職 員 給 与 費											
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	42	44	48	57	67	74	98	77	84	88	
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金											
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金											
(5) そ の 他												
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	-69	-39	-104	-18	-12	-12	-17	-21	-25	-26		

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
料金回収率*	(%)	98.4	114.2	108.2	132.6	137.2	126.2	148.8	132.0	134.6	135.9	
総収支比率(法適用)	(%)											
経常収支比率(法適用)	(%)											
営業収支比率(法適用)	(%)											
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	110.9	106.6	105.9	85.5	77.9	76.7	73.8	79.8	84.7	83.5	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
繰入金比率	収益的収入分	(%)	16.7	14.9	12.4	15.7	17.0	19.4	12.3	11.1	9.8	9.5
	うち基準内繰入金	(%)	5.6	3.3	4.3	11.3	12.7	12.9	12.3	11.1	9.8	9.5
	うち基準外繰入金	(%)	11.1	11.6	8.1	4.3	4.2	6.5				
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)										
	うち赤字補てん的なもの	(%)										
	資本的収入分	(%)	8.8	12.5	7.3	15.0	18.8	19.9	20.6	26.1	27.3	29.0
	うち基準内繰入金	(%)	6.8	9.1	6.8	7.8	10.5	19.9	20.6	26.1	27.3	29.0
	うち基準外繰入金	(%)	1.9	3.4	0.5	7.2	8.3					
うち赤字補てん的なもの	(%)											

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価 × 1 / 給水原価 × 2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	現在の旧市町村間の格差の是正を含め、適正な料金改定をおこなう。
2 他会計繰入金の見込み	一般会計からの繰入金はこれからも必要財源であります。基準外繰入金を是正するため事業の見直し及び適正な料金改定をおこなう。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	ありません。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	市全体で作成した定員適正化計画及び給与制度適正化に従うこととします。
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	職員数については、庁内全体の組織機構の中で、適正な人員配置に努めます。
○ 給与のあり方	給与等の適正化についても、一般会計職員と同様の見直しを図ります。
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	給与構造改革による国の給与表に準拠している。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	上に同じ
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	県内のほぼ全市町村が加入する山梨県市町村総合事務組合に業務委託しており、そこでの国公基準による条例に基づき支給している。
◇ 福利厚生事業のあり方	
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	水道料金等などの独自の収入によって経営するなかで、徹底した事務事業の見直しや、経営経費の節減をおこない物件費の抑制を図ります。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	業務委託の内容等を見直しをして経費の節減に努めます。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保 <input type="checkbox"/> 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	水道料金(基本料)に旧3市町村で、1.25倍の格差があるため、料金の統一に向けて、平成20年度以降、料金改定を行いたい。(課題②) 未納水道料が2～3%ほどあり年々増加傾向にあるため、滞納整理に努め収納率を高める。(課題③)
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入 <input type="checkbox"/> 経営健全化や財務状況に関する情報公開 <input type="checkbox"/> 行政評価の導入	<p>「甲州市の財政状況の作成及び公表に関する条例」に基づき、広報等により財政状況の公表をおこなっている。また、予算・決算の概要などは市議会の議決または認定後速やかに市ホームページに掲載することにより、経営情報の開示に努めている。</p> <p>多様化する市民ニュースへの対応策として、事務事業の効率化や重点化を図るとともに、市民に対する説明責任の遂行を目指し、事務事業評価をはじめとする行政評価システムの導入に取り組む。</p>
5 その他	簡易水道の統合整備事業により広域水道企業団の受水池の建設及び老朽施設の整備を図ることで安全・安心な水の安定供給が実現でき、老朽管の布設替えによって有収率の向上を図る。また点在する各々の施設の電気計装設備を整備することによって集中監視・監理を実現する。(課題①)

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策か明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	定員管理の適正化及び給与の適正化計画の中で、適正な人事配置に努めます。給与等についても、一般会計職員と同様の見直しを図ります。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	水道料金（基本料）に旧3市町村で1.25倍の格差があるため、料金の統一に向けて、まず平成20年度に料金改定を行い、平成22年度～平成23年度に再度料金改定を行う。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	各事業費の徹底した見直し、適正な水道料金の改定を行い基準外繰出し金の解消に努める。
4 その他	未収金の徴収対策として、督促状の発送・停水執行を行い未収金の回収に努める。

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
	料金改定率	20							13		10		
	改善額(料金の適正化)※1	12					12	13	13	32	32	90	
	未収金の徴収対策												
	改善額	0.5	0.5	0.5	1.5	2	5	3	3	3	3	3	15
	一般会計負担金の額	75	73	43	90	95		102	79	78	80	81	
	改善額(負担金の確保等)												
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
	その他()												
	改善額												
【経費の削減】													
	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)												
	改善額												
	給与水準												
	改善額												
	その他()												
	改善額												
	職員給与費(退職手当)												
	職員数(人)	8	8	8	6	6		6	6	6	6	6	6
	増減数(人)	0	0	0	-2	0	-2	0	0	0	0	0	0
	維持管理費等												
	改善額(適正化)												
	工事コスト※2												
	改善額(縮減額)												
	その他()												
	改善額												
	累積欠損金比率												
	増減												
	企業債現在高	1,848	1,996	2,079	2,250	2,371		2,480	2,536	2,573	2,602	2,622	
	増減	0	148	83	171	121		109	56	37	29	20	
	計画前5年間改善額 合計						17						105
	(参考) 補償金免除額												6

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

※1 「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

※2 「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
年間総有収水量(千m ³)	1,595	1,575	1,599	1,583	1,545	1,588	1,604	1,620	1,636	1,652
公称施設能力(m ³ /日)	6,616	6,616	6,616	6,616	6,616	7,406	7,406	7,406	7,406	7,406
1日最大配水量(m ³ /日)	6,453	6,598	6,509	6,561	6,333	6,491	6,621	6,753	6,888	6,957
最大稼働率(%)	97.5	99.7	98.3	93.9	95.7	87.6	89.4	91.1	93	93.9
供給単価(円/m ³)	111.34	112.42	112.09	108.8	109.2	108.97	124.06	122.83	133.8	132.5
給水原価(円/m ³)	164	166.7	169.2	170.5	176.5	177.38	175.63	175.03	176.85	176.39

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

塩山地区については、2簡水(東部・玉宮)の統合事業を実施しており、最終年度を平成24年度とし上水道との統合を予定しているが、裂石簡水、一之瀬簡水については地理的な条件(遠隔地)により簡水として存続する。又勝沼地区では、2簡水(祝・北部)と1上水道の統合整備を現在実施しており平成27年度を目標に1つの上水道となる予定であります。大和地区は、東部・中部・西部の3簡水がありますが、やはり地理的な条件(遠隔地)のため簡水として存続する。